

写

令和5年8月23日

東京労働局長
辻田 博 殿

東京地方最低賃金審議会
会 長 都 留 康

東京地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和5年8月23日貴職から、同年8月7日付け東京都最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する96件の異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和5年8月7日付け答申どおり決定することが適当である。